Q1:なぜ確認書へ署名・捺印しなければならないのか。

A 1:大学等研究機関における研究費の不正使用に関する問題を受け定められた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」におきまして、各大学から取引業者様に対して不正な取引に関与しない旨を定めた誓約書等を提出させることが求められております。

それを受け本学においても、研究費の不正使用を根絶するための施策の一つとして、取引業者様に対して確認書へご署名・ご捺印いただくことといたしました。

- Q2:研究費の不正使用とは、具体的にはどのような内容を指すのか。
- A 2:本学教職員からの依頼等により、実態を伴わない虚偽の書類を作成し、実態があったものとして大学に提出して、不正に研究費を支出させること等を指します。 具体的な例につきましては、本学が配布しておりますリーフレット「STOP!研究費不正」(http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/fuseiboushi/files/leaflet.pdf)をご覧ください。
- Q3:確認書への署名・捺印者は、代表者(社長)でないといけないか。
- A 3: 具体的な役職の指定はございません。 確認書の内容について責任を持てる役職の方(例:支店長や経理部長等)にご署名・ご 捺印いただければ問題ございませんので、役職のご判断は貴社にお任せいたします。
- Q4:確認書への署名は、ゴム印でもよいか。
- A 4:確認書へのご署名はゴム印でも問題ありませんが、必ずご捺印いただきますようお願いいたします。

また捺印時の印鑑は、原則として役職の入ったもの(例:代表者印等)をお願いしておりますが、社名のみが入ったもの(例:社印等)でも構いません。

- Q5:最近大阪大学との取引がないが、次回取引時に提出しても問題ないか。
- A 5:問題ございません。 その場合は、お手数ですが右下に記載のお問い合わせ先までご連絡いただけますと幸い です。
- Q6:提出期限までに返送することができないが、提出期限以降も受け付けてもらえるのか。
- A6:提出期限以降も随時受け付けております。

同封しております返送用封筒の有効期間は平成27年3月25日(水)に設定させていただいておりますので、同日以降にご発送いただく場合は、大変恐縮ですが郵便料金をご負担いただきますよう、お願い申し上げます。

【確認書に関するお問い合わせ先及び送付先】

国立大学法人大阪大学 財務部 財務課 財務企画係 〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 1-1

電 話:06-6879-7046

E-mail: zaimu-zaimu-kikaku@office.osaka-u.ac.jp